

第2回 偕楽園 景観検討部会

令和3年9月1日（水）
茨城県

第2回 検討内容

- 1 第1回 景観検討部会での主な意見
- 2 ガイドラインの活用について
(位置付け、対象範囲)
- 3 偕楽園の景観形成の考え方について
 - 1) 偕楽園の目指すべき姿
 - 2) 景観形成における優先度 (重要度)
- 4 最重点ポイントについて

※ 次回 (第3回) 、各景観ポイントに関する検討を実施 (予定)

1 第1回景観検討部会での主な意見

	主な意見	対応状況
ガイドライン全般	本検討会ではどこまで決めるのか。 (適用項目、適用範囲など)	資料1 P4~6 適用項目・範囲を明記
	言葉の定義を明確にする必要がある。 (重点ポイントの定義が広義であるので、具体的に明記。優先度なのか、見どころなのか、規制をかけるところなのか明記。)	資料1 P9 景観ポイントを定義
	景観整備に係るコスト(維持管理費+整備費)を提示する必要がある。	次回(第3回)部会で提示予定
ガイドライン運用	ガイドラインを条例のように文字で明確に示すこと	
	ガイドラインは必要に応じて改定するべき。	資料1 P12 成果の基本的な考えを明記 (資料2 成果イメージ)
	ガイドラインを民間事業者等の外部の方に遵守してもらうための、役割・審査などの手続きが必要である。	
偕楽園の景観	偕楽園の景観は、斉昭の考え方に沿った庭園を目指すべき。 偕楽園図の解析により斉昭の考えが明らかになる。(陰陽の考え方はない。)	資料1 P8 偕楽園の目指すべき姿を明記 資料1 P9 好文亭・楽寿楼からの景観を 最重点ポイントとして位置づけ。
	好文亭・楽寿楼からの景観が最重要の課題である。楽寿楼からの見下ろす視点、見渡す視点(俯瞰)で考える必要がある。現代の風景と折り合いをつけながら、考えていくべき。	
	偕楽園と周辺の市街地とのマッチングが大事である。偕楽園の景観を維持するために、条例により周辺の市街地の建築物の高さ・色彩等の規制はできないか。	資料1 P7 水戸市景観計画を明記
	創建当時の思想も大事であるが、樹木や草花の成長など慣れ親しんだ景観との取り合わせを行い、相乗効果を出すのが大事。	資料1 P8 偕楽園の目指すべき姿を明記
	創建当時にこだわらず、市民・観光客にとって偕楽園の魅力が最大化することが大事	資料1 P8 偕楽園の目指すべき姿を明記
重点ポイント(全般)	重点ポイントが多すぎる。多いとぼやけてしまい、何にもないのと同じ。偕楽園の景観はこのシーンです、というポイントを3つ程度示してそこに力をいれるべき。	資料1 P9~11 景観ポイントを定義
	重点ポイントは季節によっても変わる。人がいる景観も見どころとなる。見てほしいところと感じてほしいところは違う。ここに感動したとの場面づくりが必要である。	次回(第3回)部会で提示予定。

2 ガイドラインの活用について

1) 景観ガイドライン策定の目的・位置付け

■ 目的

- 「偕楽園魅力向上アクションプラン」に基づき、

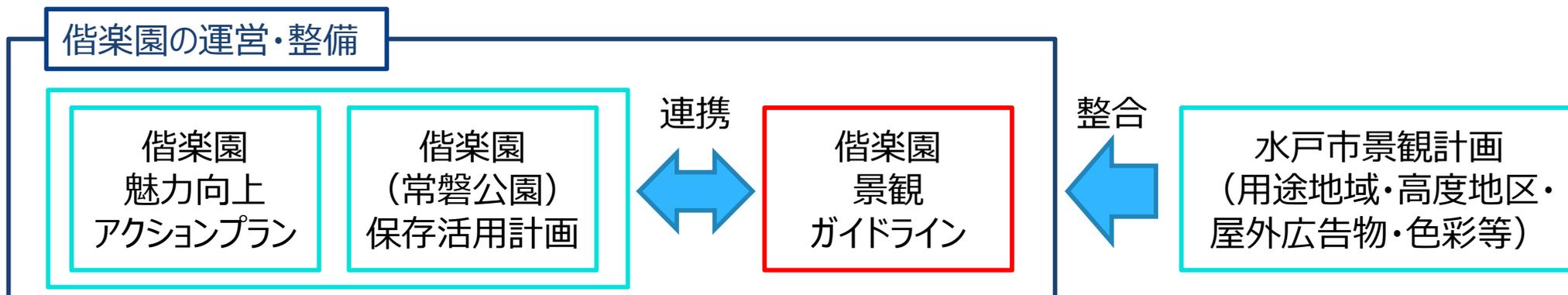
本質的価値（文化的・景観的資源としての価値）を通じて、
あらゆる人々が学び、楽しみ、癒される場

とするべく、美しい空間演出を行うための指針である「偕楽園 景観ガイドライン」を定める。

- 本ガイドラインに基づき、事業担当者が関係部局等と連携しながら、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組むことを目的とする。

■ 位置付け

- 「偕楽園魅力向上アクションプラン」及び「偕楽園保存活用計画」に基づき、偕楽園に係る景観の磨き上げを行うため、公園管理者及び事業者が景観整備の方向性の共通理解を図るための「ガイドライン」を定める。



2) ガイドラインの対象範囲と対象者

■ 対象範囲と対象者

- ・ 偕楽園は、偕楽園図や偕楽園記碑に描かれるように、水戸藩内の有数の景勝地であり、周辺の景観を取り込んだ借景庭園である。



偕楽園記 読み下し文（抜粋）

私はかつて水戸に入った時に、領内を見て回り、城の西側にとても広々とした地を見つけました。西は筑波山を望み、南は千波湖に接しています。城南の景色が一望できる素晴らしいところでした。遠く山々と白い雲がたなびき、山は木々の緑が集まり動植物をはぐくみ、川は魚や虫をはぐくんでいました。まさに素晴らしい人々の楽園というような場所でした。

範囲	対象者	対象期間とガイドラインでの取り扱い
① 偕楽園本園	公園管理者：県、公園内事業者、イベント事業者	◎ 対象期間は10年程度 ・必須事項
② 偕楽園拡張部	公園管理者：県、公園内事業者、イベント事業者	
③ 千波公園（千波湖）	公園管理者：市	・既存制度・取組みの確認
④ 偕楽園の周辺緑地及び周辺市街地	市都市計画担当、道路管理者：県・市、 鉄道管理者：JR	
⑤ 筑波山の眺望	-	・景観要素のひとつとして位置づけ

■ 偕楽園周辺における水戸市景観計画について

<水戸市景観計画における位置づけ>

・重点的に景観形成を図る地区：偕楽園周辺地区

日本三名園の一つとして全国に知られる「偕楽園」の優れた景観を一層生かすため、**周辺の元山町・常磐町や千波公園のエリアなどと一体的に、歴史と自然が調和した景観形成を図ることを目指す。**

○水戸市用途地域

- ・偕楽園・千波湖周辺：第1種低層住居専用地域、千波風致地区、常磐風致地区

○水戸市高度地区

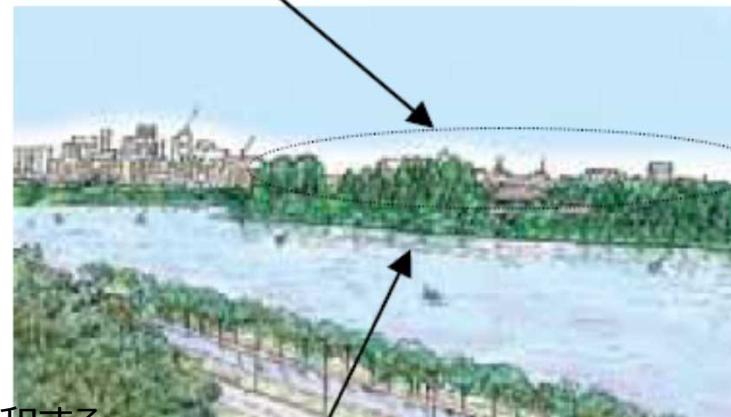
- ・偕楽園周辺地区（南） 建築物高さ規制（25m→20m）

○水戸市屋外広告物条例

- ・区域内における屋外広告物の行為の制限
 - 範囲：千波風致地区、常磐風致地区
 - 第1種住居地域（御茶園通り沿道）
 - 第2種住居地域（天王町、備前町、梅香、元山町、常磐町）
- 制限：屋上利用広告の禁止、アドバルーンの禁止
電光ニュース、ビジュアルボード等の禁止
壁面利用広告、広告幕等の高さや色彩等の制限

偕楽園からの風景

自然景観に配慮した市街地のスカイライン



市街地と調和する親水空間と緑の景観保全

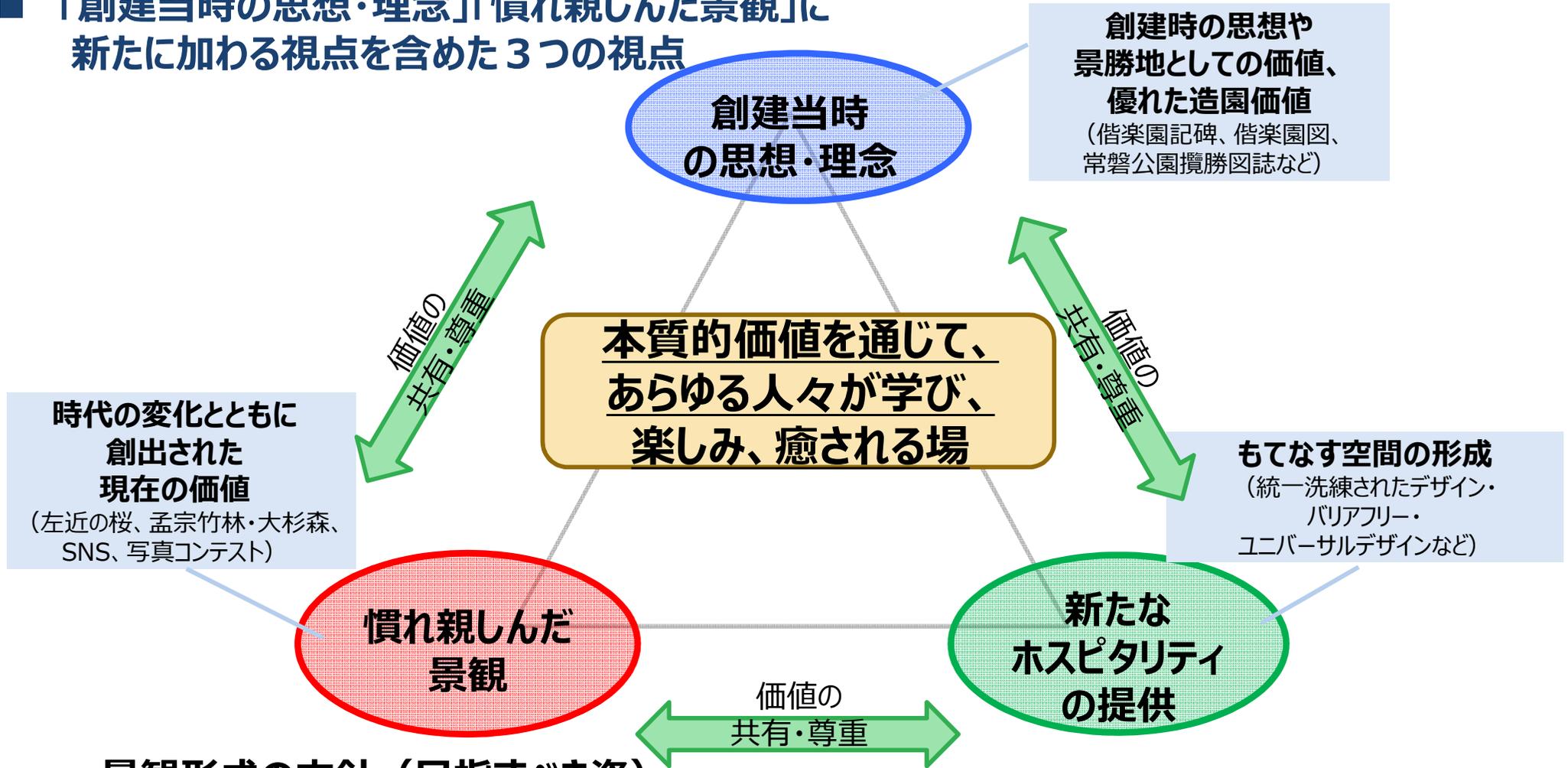


出典：水戸市景観計画（H20.12）

3 偕楽園の景観形成の考え方

1) 偕楽園の目指すべき姿

- 「創建当時の思想・理念」「慣れ親しんだ景観」に新たに加わる視点を含めた3つの視点



景観形成の方針（目指すべき姿）

偕楽園が持つ**本来の景観的資源・文化的資源**を**現在の魅力**や**新たな魅力**と融合し、景（景観的価値）と用（機能や施設）との調和を図ることで、景観的価値を磨き上げ、**時代を超えて受け継がれる魅力（ストーリー）**を体感する**偕楽園**を目指す

2) 景観形成における優先度について

① 景観形成の考え方

- ・ 偕楽園には、「創建当時の斉昭の作庭思想を基に伝えていくべき景観」、「慣れ親しんだ景観（変化を受け入れる景観）」、「新たな魅力」の3つの視点により、多くの景観構成要素がある。

- ・ 偕楽園の多様な景観構成要素に対し、**「創建当時の作庭思想を伝えていくべきところ」、「来園者に必ず訪れて欲しいところ」**を明らかにし、景観形成に重点的に取り組むために優先度の整理を行う。

② 景観ポイントの定義

- ・ 景観ポイントを優先度に応じて以下の3つに分類し定義。

1. 最重点ポイント

斉昭の作庭思想の中心をなす好文亭と楽寿楼からの眺望を主とした景観構成要素

2. 重点ポイント

来園者に感動を与える（魅せるべき）景観構成要素

3. 重点シーケンス

2. の重点ポイントをつなぐ動線上にあり、ポイントの魅力を高める役割を担うシーケンス景観

- ・ また、景観ポイントに限らず、共通事項としてその他考慮すべき取組みを定義。

(共通事項) その他考慮すべき取組み	偕楽園全体の景観上の魅力を底上げするために適正な管理を行うべき取組み（植栽の改善、工作物等の意匠や配置、仮設工作物の意匠や配置、本園外の工作物・構造物等の意匠）
-----------------------	--

高

重要度

③ 景観ポイントについて

偕楽園の多様な景観構成要素に対し、「創建当時の作庭思想を伝えていくべきところ」、「来園者に必ず訪れて欲しいところ」を明らかにし、景観形成に重点的に取り組むために優先度を以下のとおり選定した。

1. 最重点ポイント



①好文亭・楽寿楼

2. 重点ポイント



①表門・一の木戸
②太郎杉・吐玉泉
③桜山・玉龍泉、④梅林
⑤見晴らし広場・仙奕台
⑥東門

3. 重点シーケンス



①大杉森・孟宗竹林
②中門・芝前門・大和亭
③好文亭入り口
④梅林

周遊ルート



3) 景観ガイドラインの成果イメージ

■ 基本的な考え方

- 景観ガイドラインの対象者である公園管理者および事業者が、景観形成に主体的に取り組むにあたっての指針となるよう、以下の項目について活用しやすいレイアウトで作成
⇒ **資料2 景観ガイドライン成果イメージを参照**

ガイドラインの対象範囲

ガイドラインの位置づけ、対象施設と対象者、対象期間など、ガイドライン活用にあたっての基本的事項を整理。

偕楽園の景観と目指すべき姿

偕楽園の創建時の景観、慣れ親しんだ景観、新たな魅力と、これらを踏まえた目指すべき姿を整理。

景観ポイント

景観ポイントの考え方とその分類について整理。設定した景観ポイントを示す。

景観構成要素と基本的な対応方針、具体的な方策と景観への配慮事項

景観形成の基本的な考え方と構成要素をゾーン別で整理。

景観ポイントごとに、具体的な景観形成の方策と配慮事項を整理。

4 最重点ポイント（好文亭からの眺望）

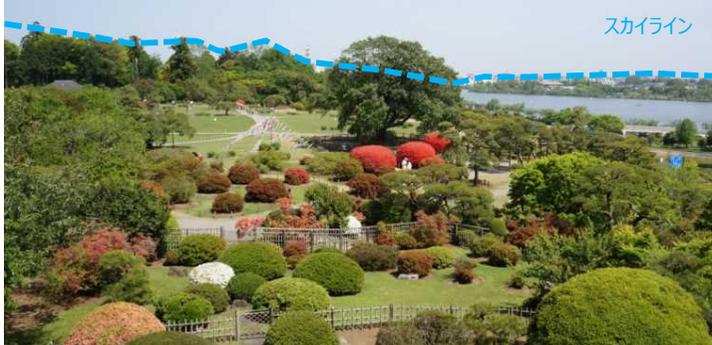
<目指すべき方向性>

- ・ 齊昭の作庭思想の中心をなす好文亭楽寿楼からの眺望を主とした景観構成要素を来園者（市民や観光客）に体感してもらうことが重要である。
- ・ 好文亭楽寿楼（3階）から、本園をはじめ、拡張部・千波湖など周囲を見渡す本来の眺望を確保する。
- ・ 併せて、好文亭東塗縁・西塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

[景観に配慮すべきこと]

- ・ 創建当時の千波湖を始め周辺への眺望が広がっていたことを踏まえ、好文亭楽寿楼からの周囲を見渡す270度のパノラマと周囲のスカイラインを確保する。
- ・ 好文亭楽寿楼（3階）と東塗縁・西塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（千波湖・拡張部の広がり）が際立つよう配慮する。
- ・ 併せて、鉄道や道路などの工作物が際立たないように植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

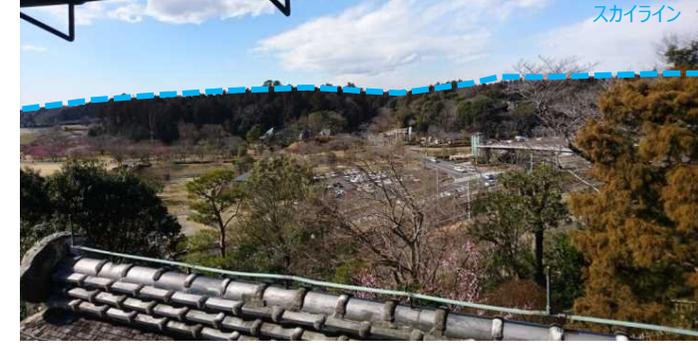
<見晴らし広場方面（3階）>



<拡張部方面（3階）>



<桜山方面（3階）>



<見晴らし広場方面（1階）>



<拡張部方面（1階）>



<桜山方面（1階）>



1) 好文亭 ～見晴らし広場方面～

<目指すべき姿>

- 好文亭楽寿楼（3階）から、**本園（見晴らし広場）・千波湖**など周囲を見渡す眺望を確保するとともに、併せて、好文亭東塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

[景観に配慮すべきこと]

- 創建当時の千波湖を始め周辺への眺望が広がっていたことを踏まえ、好文亭楽寿楼からの眺望を確保する。
- 好文亭楽寿楼（3階）と東塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（見晴らし広場・千波湖）が際立つよう配慮する。
- 併せて、橋梁や道路標識などの工作物が際立たないように、植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

[具体的な方策]

- 好文亭楽寿楼（3階）からの眺望において、スカイラインを設定し、**スカイラインを超えない範囲で偕楽園本園及び拡張部の樹木（既存・新規ともに）の樹高を管理**する。
- 好文亭の3階（楽寿楼）と1階（東塗縁・西塗縁）からの視点を変えても、**魅せたい景観（千波湖・拡張部の広がり）が際立つ範囲内で既存樹木の樹高の抑制を実施**する。
- 橋梁や道路標識などの工作物が際立たないように、JRや道路事業者との協議により色彩配慮を求める。

楽寿楼（3階）からの眺望



工作物の景観に配慮

東塗縁（1階）からの眺望



2) 好文亭からの眺望 ～拡張部・千波湖方面～

<目指すべき姿>

- 好文亭楽寿楼（3階）から、**拡張部・千波湖など周囲を見渡す眺望を確保**するとともに、併せて好文亭東塗縁・西塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

[景観に配慮すべきこと]

- 好文亭楽寿楼（3階）や東塗縁・西塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（拡張部・千波湖）が際立つよう配慮する。
- 眺望の奥行や空間の広がり为确保するため、不要樹木の伐採に併せて、樹冠の縮小や透かし樹形を用い、植栽の密度を下げるなどの植栽管理を行う。
- 鉄道や道路などの工作物が際立たないように、植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

- ※ 南崖樹木の伐採等により、**好文亭楽寿楼（3階）から今まで隠れていた鉄道や道路などの工作物の存在が顕著となる可能性がある。**

[具体的な方策]

- 好文亭楽寿楼（3階）からのパノラマ眺望を確保する。
- 好文亭西塗縁（1階）から千波湖への眺望を阻害する**南崖の樹木の剪定や間伐**を実施。
 - 樹木は楽寿楼から鉄道や道路の工作物を遮蔽できる高さまで剪定（樹高の抑制）
 - 千波湖への眺望を阻害している特に大きな常緑高木などは伐採（不要樹木の伐採）
 - 眺望に奥行きを与えるため、樹冠の縮小や密度を下げる。
- 鉄道コンクリート柱や道路のガードレール等についてJRや道路事業者との協議により色彩配慮を求める。

好文亭楽寿楼（3階）の眺望



好文亭西塗縁（1階）の眺望

鉄道・道路



①強剪定や間伐による千波湖への眺望を確保

3) 好文亭からの眺望 ～桜山方面～

<目指すべき姿>

- 好文亭楽寿楼（3階）から、**拡張部・桜山など周囲を見渡す眺望を確保**するとともに、併せて好文亭西塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

[景観に配慮すべきこと]

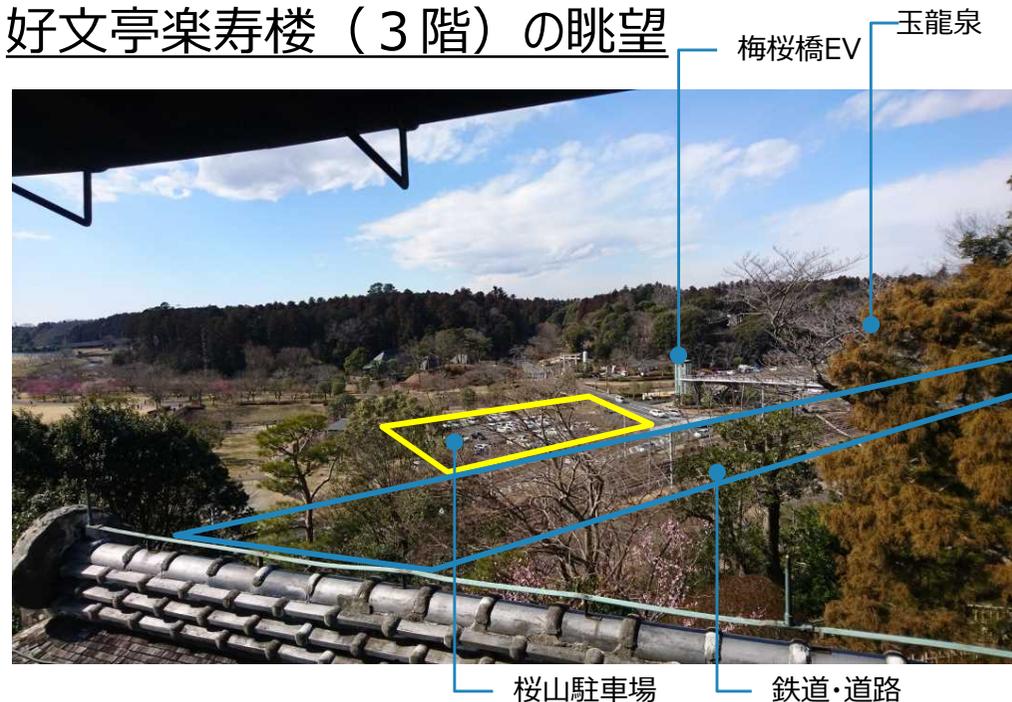
- 好文亭楽寿楼（3階）や東塗縁・西塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（拡張部・桜山・玉龍泉）が際立つよう配慮する。
- 眺望の奥行や空間の広がり为确保するため、不要樹木の伐採に併せて、樹冠の縮小や透かし樹形を用い、植栽の密度を下げるなどの植栽管理を行う。
- 鉄道や道路・駐車場などの工作物が際立たないように、植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

※ 南崖樹木の伐採等により、**好文亭楽寿楼（3階）から今まで隠れていた鉄道や道路などの工作物の存在が顕著となる可能性がある。**

[具体的な方策]

- 好文亭楽寿楼（3階）からのパノラマ眺望を確保する。
- 好文亭西塗縁（1階）から桜山への眺望を阻害する**南崖の樹木の剪定や間伐を実施。**
 - 樹木は楽寿楼から鉄道や道路の工作物を遮蔽できる高さまで剪定（樹高の抑制）
 - 桜山への眺望を阻害している特に大きな常緑高木などは伐採（不要樹木の伐採）
 - 眺望に奥行きを与えるため、剪定により、樹木の密度を下げる。
 - 桜山駐車場や梅桜橋EVなどは、当該施設周りの樹木により遮蔽（工作物の目隠し）。
- 鉄道コンクリート柱や道路のガードレール等についてJRや道路事業者との協議により色彩配慮を求める。

好文亭楽寿楼（3階）の眺望



好文亭西塗縁（1階）の眺望



<左近の桜>

<経過>

- 左近の桜は登美宮吉子夫人の降嫁に伴い、京都御所の左近の桜から株分けされ、弘道館に移植された。
- 3代目の桜を下賜された際（昭和38年）に、登美宮吉子夫人が好文亭に一時お住まいになられたことを踏まえ、そのうちの1本を偕楽園に植樹。
- 長年市民に愛されてきた桜が、令和元年9月の台風により倒木し、腐朽菌に侵され再生不可能なため、現在、撤去されている。

[具体的な再植及び管理方策]

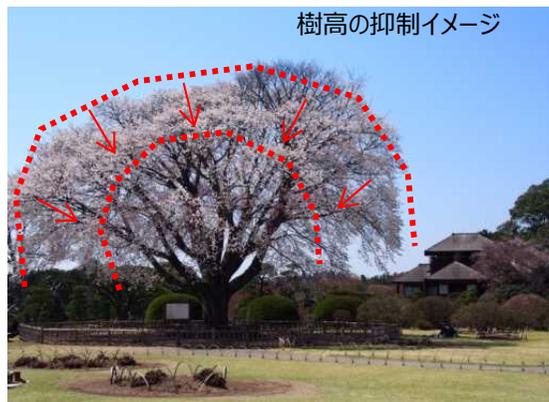
- ① 長年市民に親しまれてきた元の位置に再植する。
- ② 好文亭楽寿楼（3階）からの眺望からのスカイラインを超えないよう景観に配慮した樹勢（高さ等）のコントロールを行う。
（桜の苗木段階から、樹高抑制をすることにより、樹勢への影響を最小限にした管理が可能。）



好文亭楽寿楼から左近の桜（倒木前）と見晴らし広場を望む



好文亭楽寿楼から左近の桜（植樹イメージ）と見晴らし広場を望む



見晴広場から左近の桜（倒木前）と好文亭を望む

偕楽園 景観ガイドライン

令和3年〇月
茨城県

目次

第1章 ガイドラインの活用について

- 1 ガイドライン策定の目的 ……P〇
- 2 ガイドラインの位置付け ……P〇
- 3 ガイドラインの対象範囲と対象者 ……P〇
- 4 ガイドラインの対象期間 ……P〇
- 5 ガイドラインに基づく景観審査の手続き ……P〇

第2章 偕楽園の景観形成の考え方について

- 1 偕楽園の景観形成の考え方 ……P〇
 - 1) 偕楽園の景観
 - 2) 偕楽園の目指すべき姿
- 2 各ゾーンにおける景観形成の考え方 ……P〇
- 3 個別景観ポイントにおける景観形成手法 ……P〇

巻末資料

- 景観配慮事項チェックシートによる景観検討 ……P〇
- 用語の定義 ……P〇
- 水戸市景観計画 ……P〇

■ 目指す成果イメージ②

第1章 ガイドラインの活用について

1 ガイドライン策定の目的

- 偕楽園は、金沢の兼六園、岡山の後楽園と並ぶ日本三名園の一つであり、日本を代表する通年型観光地、県民の豊かな生活を体感させる公園を目指し、「偕楽園魅力向上アクションプラン」に基づき、より一層の魅力向上に取り組んでいるところである。
- 「偕楽園魅力向上アクションプラン」のコンセプトである「本質的価値（文化的・景観的資源としての価値）を通じて、あらゆる人々が学び、楽しみ、癒される場」を目指すべく、偕楽園の美しい空間演出や目指すべき偕楽園（拡張部・借景地も含む）の景観のあり方を検討し、「偕楽園 景観ガイドライン」をまとめる。
- 本ガイドラインを用い、事業担当者が関係部局等と連携しながら、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組む。

2 ガイドラインの位置付け

- 「アクションプラン」及び「保存活用計画」に基づき、偕楽園に係る景観の磨き上げを行うため、公園管理者及び事業者が景観整備の方向性の共通理解を図るための「ガイドライン」を定める。



3 ガイドラインの対象範囲と対象者

1) 対象範囲

- ① 偕楽園本園（公園管理者：県）
 - ② 偕楽園拡張部（公園管理者：県）
 - ③ 千波公園（千波湖）（公園管理者：市）
 - ④ 周辺市街地・緑地等
（都市計画：市、道路管理者：県・市、鉄道事業者：JR）
 - ⑤ 遠景（筑波山）
- ①-④ are grouped under the label '対象範囲' (Target Range).
⑤ is grouped under the label '既存制度確認' (Existing System Confirmation).



2) 対象者

主として、偕楽園内で公共施設等の計画・整備、維持・管理に係る公園管理者及びこれらに携わる民間事業者等を対象とする。

- ① 公園管理者（県）
- ② 公園内事業者（IKK、県観光物産協会など）
- ③ イベント等事業者（市観光コンベンション協会など）

4 ガイドラインの対象期間

…P○

1) 対象期間

対象期間を2021年から2031年までの10年とする。
ただし、必要に応じ、改定を行うものとする。

■ 目指す成果イメージ③

4 ガイドラインの対象期間 2) ガイドライン運用に係る費用

- 作成中
- 植栽管理に係る年間スケジュール

維持管理 年間スケジュール

5 ガイドラインに基づく景観検討の流れ（手続き）

- 作成中
- 事象主体：公園管理者 または 公園内事業者、イベント事業者
- 審査窓口：偕楽園公園センター
- 審査：
- ①簡易なもの 偕楽園公園センター
 - ②それ以外 景観審査会
(県都市整備課・偕楽園公園センター・水戸市)
- ※管理なものとそれ以外を分類する基準を設ける必要がある。
- 付随する手続き：
都市公園法に基づく行為の許可・占用許可等
文化財保護法に基づく現状変更等

第2章 偕楽園の景観形成の考え方について

1 偕楽園の景観形成の考え方

1) 偕楽園の景観

- 作成中

2) 偕楽園の目指すべき姿

- 作成中

2 各ゾーンにおける景観形成の考え方

- 作成中 次ページに作成イメージ

…P〇

巻末資料

○ 景観配慮事項チェックシートによる景観検討

- 作成中

○ 用語の定義

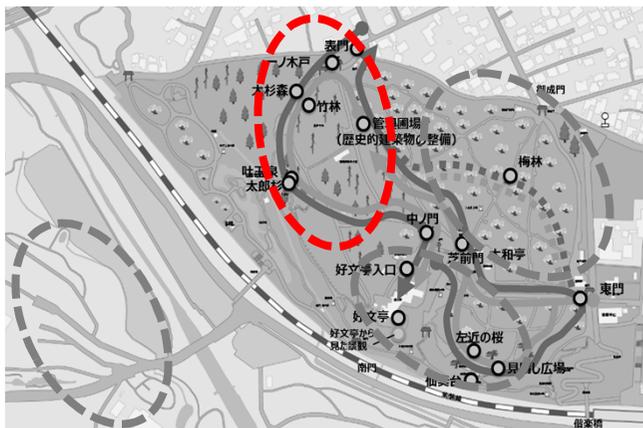
- 作成中

○ 水戸市景観計画

- 作成中

■ 目指す成果イメージ④

■ 表門・アプローチゾーン



■ 表門・アプローチゾーンの景観

<景観ポイント（シーン景観）>

- ① 表門・一ノ木戸
- ② 吐玉泉・太郎杉
- ③ 管理圃場
(歴史的建物の復元)
- ④ 中門

<シーケンス景観>

A 孟宗竹林・大杉森

■ 基本的な考え方

- ・ 偕楽園の創建当時の主動線の「入り口」として、園内への期待感を持たせる象徴的な空間であるとともに、創建当時の建造物・樹木が残る唯一の空間である。
- ⇒ 「表門」、「一ノ木戸」、「太郎杉」、「吐玉泉」などの象徴的な景観要素を際立たせることにより、**偕楽園周辺市街地から園内へ入ったことの心の切り替えができる魅力的な景観を形成**していく。

■ 景観要素

<主要な景観要素（景観ポイント）>

- ・ 表門 (守るべき景観要素) …①
- ・ 一ノ木戸 (守るべき景観要素) …①
- ・ 中門 (守るべき景観要素) …④
- ・ 吐玉泉 (守るべき景観要素) …②
- ・ 太郎杉 (守るべき景観要素) …②

<主要な景観要素（シーケンス景観）>

- ・ 孟宗竹林 (慣れ親しんだ景観要素) …A
- ・ 大杉森 (慣れ親しんだ景観要素) …A

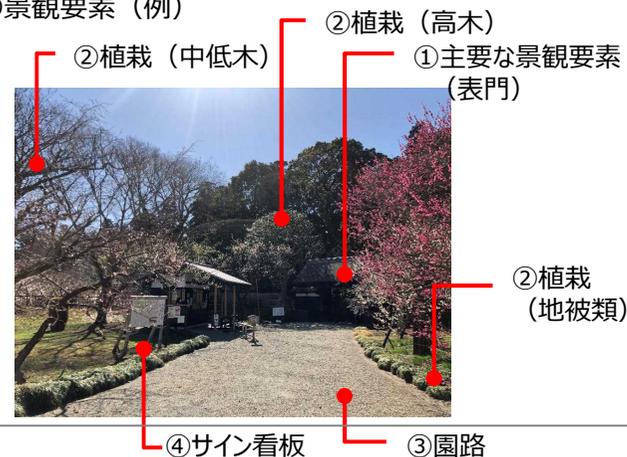
<その他の景観要素>

- ・ 植栽 (高木・中低木・地被類)
- ・ 園路
- ・ サイン看板
- ・ 工作物 (柵・手すりなど)
- ・ 配線・配管など

■ 新たな活用（ホスピタリティ）により、景観的配慮

- ・ イベント時の仮設物 (臨時テナント・のぼりなど) …ゾーン全域
- ・ 復元建物群 …③

■ 表門の景観要素（例）



■ 目指す成果イメージ⑤

景観構成要素	具体例	基本的な対応方針
①主要な景観構成要素	(景観ポイント) 表門、一ノ木戸、吐玉泉 太郎杉、中門	<input type="checkbox"/> 当該ゾーンの象徴的となっている各主要な景観要素を際立たせるため、周辺の景観整備を行う。
	(シークエンス景観) 孟宗竹林・大杉森	<input type="checkbox"/> 孟宗竹林や大杉森内の①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、空間全体に適度な明るさを確保する <input type="checkbox"/> 孟宗竹で統一された景観を形成する。
②植栽	(共通) 高木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな高木は植栽しない。
	(共通) 中低木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな植樹は、枯損木・危険木などの植替えに限る。
	(共通) 地被類	<input type="checkbox"/> 新たな植え込みは行わず、補植に限る。
③園路	(共通) 舗装・階段・スロープ	<input type="checkbox"/> 園路は連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 舗装や階段・スロープには、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。なお、段差解消のスロープなどの施設については、代替ルートなどの検討を行い、必要性を判断する。
④サイン看板	(共通) 看板	<input type="checkbox"/> サイン計画に基づき、統一デザイン（形状・色彩・素材など）のサイン看板を設置する。 <input type="checkbox"/> 明示する情報を整理し、サイン看板の統廃合を行う。（不要なサイン看板の撤去）
⑤工作物	(共通) 柵・手すり・ウッドデッキ	<input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。
	(共通) 排水施設・配線・配管など	<input type="checkbox"/> 排水施設・配線・配管などについては、原則埋設とし、文化財保護の観点からやむを得ず地表に配置する場合は、植栽や柵などの工作物により、園路から見えないように配置する。※園路であれば、砂利による被覆も有効。
⑥イベント時等の仮設物	臨時テナント、のぼり、 ライトアップ	<input type="checkbox"/> イベント開催時に必要な機能を果たすための仮設物の設置場所の検討や意匠の配慮を行い、周辺の景観や主要な景観構成要素との調和を図る。 <input type="checkbox"/> イベント時間外の景観に配慮した資機材等の配置や意匠の配慮を行う。
⑦復元建物群		<input type="checkbox"/> 建物群の復元的整備にあたっては文献調査による <input type="checkbox"/> 表門からの竹林に向かう動線を主動線とする必要があるため、表門周辺から歴史的建物群への視線誘導をさへぎる植栽が配置する。

■ 目指す成果イメージ⑥

1. 景観重点ポイント（表門）

<目指すべき姿>

- ・**創建当時の主動線の入口**として、「**陰と陽の世界**」へ**期待感を持たせる象徴的な景観**を形成

<現況と課題>

- ・創建当時から現存する建築物である「表門」が周囲の植栽（ヤブツバキや梅など）の成長により、印象が薄くなっている。
- ・攬勝図誌に描かれた駒繋ぎは、立園者を迎える料倉所を準備する
表門手前からの眺望

[具体的な方策]

- ①表門を際立たせるため、**表門左手のヤブツバキを剪定により縮小する。**
- ②**表門周りのアプローチ部の梅などの植栽が表門にかからないように樹冠を縮小する。**

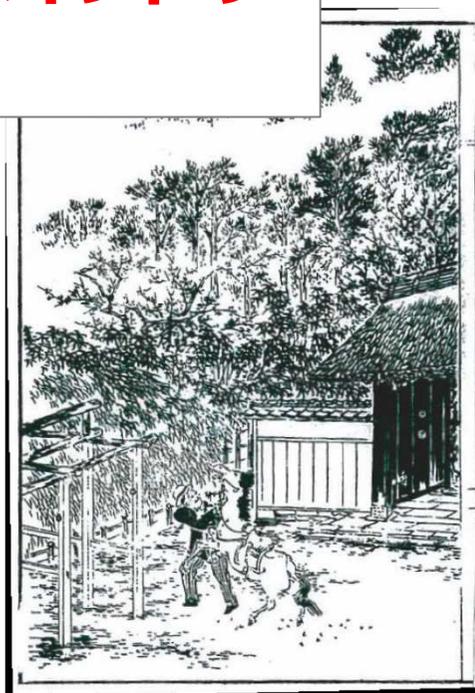
[景観に配慮すべきこと]

- ・ヤブツバキ、梅の剪定にあたっては、段階的に縮小して自然樹形を保つことで景観上の急激な変化を避ける。

以下、各個別重点ポイントのカルテを添付



②梅などの剪定



第 1 回景観検討部会 意見一覧

(★印は、第 1 回景観検討部会 (7/14) 以降にいただいた意見)

主な意見	
景観ガイドライン	
ガイドライン全般	本検討会ではどこまで決めるのか。 (適用項目 (色彩、高さ、素材など)、適用範囲 (偕楽園・千波湖・周辺市街地))
	言葉の定義を明確にする必要がある。(重点ポイントの定義が広義であるので、具体的に明記。優先度なのか、見どころなのか、規制をかけるところなのか明記。この景観は何が良くて、何がダメなのか明記。)
	★ガイドラインとして、なにを (対象)、どの基準で (境界線)、どのように (内容) するのか明確にするべき。さらに、ガイドラインの更新期限や確認体制・罰則などを決めることが必要
	景観整備に係るコスト (維持管理費 + 整備費) を提示する必要がある。
	何回の会議で決めるのか。土木部だけでなく、県の観光部局、文化財部局、水戸市などが部会に参加するべき。
	★文化財は保存と活用の兼ね合いが重要。活用のための便益施設やバリアフリーはその点を考慮すること。
ガイドラインの運用	ガイドラインを条例のように文字で明確に示すこと
	ガイドラインは必要に応じて改定するべき。
	ガイドラインを遵守してもらうための、役割・審査などの手続きが必要である。
偕楽園の景観	偕楽園の景観は、斉昭の考え方に沿った庭園を目指すべき。 偕楽園図の解析により斉昭の考えが明らかになる。(陰陽の考え方はない。)
	好文亭・楽寿楼からの景観が最重要の課題である。楽寿楼からの見下ろす視点、見渡す視点 (俯瞰) で考える必要がある。 現代の風景と折り合いをつけながら、考えていくべき。
	★偕楽園と周辺の市街地とのマッチングが大事である。偕楽園の景観を維持するために、条例により周辺の市街地の建築物の高さ・色彩等の規制はできないか。
	創建当時の思想も大事であるが、樹木や草花の成長など慣れ親しんだ景観との取り合わせを行い、相乗効果を出すのが大事。
	創建当時にこだわらず、市民・観光客にとって偕楽園の魅力が最大化することが大事
	200 年経過した庭園の植栽を創建当時の大きさに矮小化するのはおかしい。(盆栽の庭園になってしまう。)
	経年変化・歴史を樹木の立ち姿から感じてもらうことがよい。
	観光と文化財の保全で折り合いがつかないことがある。守るべきものとそうではないところを明確にする必要がある。
	物理的な景観だけでなく、樹木の剪定作業などの管理状況も動く景観である。
重点ポイント (全般)	重点ポイントが多すぎる。多いとぼやけてしまい、何にもないのと同じ。
	重点ポイントは季節によっても変わる。見てほしいところと感じてほしいところは違う。ここに感動したとの場面づくりが必要である。
	★四季の変化が感じられるようにするべき。見晴らし広場のススキやもみじ谷に至る道路にもみじなどを植えてはどうか。
	偕楽園の景観はこのシーンです、というポイントを 3 つ程度示してそこに力をいれるべき。

主な意見	
重点ポイント（個別）	<p><資料3 P11～14></p> <p>★好文亭の眺望は重要であるが、大勢の利用を考慮して設計されていないので、補強又は人数制限が必要である。</p>
	<p><資料3 P6 一ノ木戸スロープ、P15 芝前門スロープ、P21 東門石張園路></p> <p>★スロープの整備や石張園路整備などは、文化財保護法に基づく現状変更が必要であるため、県教育委員会（文化課）と事前協議すること。</p>
	<p>★<資料3 P8> 吐玉泉・太郎杉のウッドデッキは容易に撤去可能なものとしたい。</p>
	<p>★<資料3 P8> 吐玉泉・太郎杉の景観は今のままがよい。明るくする必要はない。</p>
	<p>★<資料3 P8> 吐玉泉が下からみえない。明るくしたほうが、太郎杉の生育にもいいのではないか。</p>
	<p>★<資料3 P10> 好文亭内の庭園のスペース活用は違和感がある。整備する必要があるのか。</p>
	<p>★<資料3 P6> 一ノ木戸は表門からの入り口に当たるので重要な景観である。バリアフリーは代替案での対応も考えるべき。</p>
	<p><資料3 P11> 左近の桜は反対。みんなで話し合っ決めてたい。</p>
	<p><資料3 P11> 左近の桜は、シンボルとなっているので、大きく育てたほうがよい。</p>
	<p>★<資料3 P11> 左近の桜は、原則反対。ただし、眺望を阻害しない範囲での高さであれば、理解できる。</p>
	<p>★<資料3 P11> 地元の人たちの意向を尊重。</p>
	<p>★<資料3 P15> 芝前門の仮設スロープは撤去し、芝前門に別の手段でバリアフリー化をするべき。</p>
	<p>★<資料3 P17> 仙亦台の柵を外すことは賛成。碁盤等のレプリカの設置は反対。</p>
	<p>★<資料3 P20> 歴史的建物群の復元については、本検討会ではなく、別の会にて検討するべき。</p>
	<p><その他> 偕楽園記碑や仙湖暮雪の碑を重点ポイントとしていれるべき。</p>
	<p><その他> 玉龍泉の魅力を伝えるべき。</p>
重点ポイント（シーケンス）	<p>★<資料3 P22～28> 好文亭を本園以外にもどこからみても独立した存在として見えるようにするべき。</p>
	<p>★<資料3 P22～28> 拡張部に四季折々の樹木・草花を植えるべき。</p>
	<p>★<資料3 P29～30> 本園だけでなく、拡張部や千波公園を含めた工作物の意匠などの統一感が必要。</p>
	<p>★<資料3 P31> 仮設であっても園内の景観を著しく壊さないことが大事。</p>
	<p>★<資料3 P32～33> 園外の工作物に係ることなので、水戸市や該当事業者に部会に参加してもらおうべき。</p>
	<p><その他> 桜山（一遊亭）と好文亭の間を逍遙（散歩）するときも楽しめる景観にも配慮してほしい。</p>
その他の意見（アクションプランなど）	
イベント	<p>★都市公園としての活用ではなく、文化財としての価値・魅力にふさわしい活用に限りたい。（ビヤガーデン・ヨガなどはいかがなものか。）</p>
表門誘導	<p>★表門への誘導のため、表門前に駐車場整備はできないか。</p>
回遊ルート	<p>南門を開放し、南門からの動線を検討するべき。</p>